

県選府中市神石郡選挙区選挙長告示第二号

令和四年三月二十七日執行の広島県議会議員府中市神石郡選挙区補欠選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和四年三月十八日

広島県議会議員補欠選挙府中市神石郡選挙区選挙長 豊 田 弘 治

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、広島県府中市府川町三一五番地府中市役所二階第一応接室において令和四年三月二十四日午後五時三十分に行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、府中市役所二階第一応接室において令和四年三月二十八日午前九時四十五分に行う。